

地域生活支援拠点等の5つの機能

①相談

- 基幹相談支援センター
- 相談支援事業所
 - ▶ 緊急対応が見込まれる人の事前登録受付と管理
 - ▶ 緊急時に必要なサービスの調整

②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所事業所
- 居宅介護事業所
- 通所事業所
 - ▶ 緊急受け入れ、見守り



障がい者・家族



③体験の機会・場

- グループホーム
- 通所事業所
 - ▶ 一人暮らしの体験の機会
 - ▶ 通所サービス利用の体験の機会

⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター
- 相談支援事業所
 - ▶ 拠点機能の課題への対応
 - ▶ 関係事業所の連携強化

④専門的人材の確保・育成

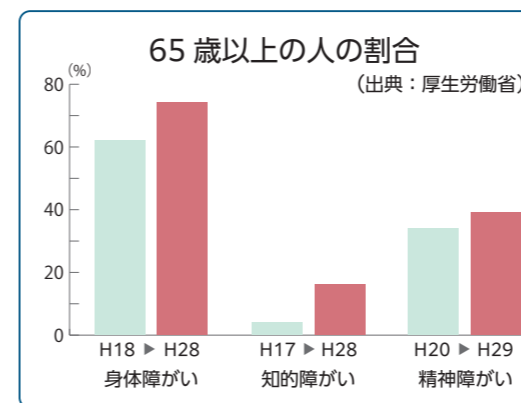
- 基幹相談支援センター
 - ▶ 専門的な対応ができる体制づくりと人材育成



①相談	委託相談支援事業・特定相談支援事業・地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに必要な相談を行う機能です。
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用し、常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化による緊急時の受け入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能です。
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立などに当たり、グループホームなど、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。
④専門的人材の確保・育成	医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や人材の養成を行う機能です。
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター・委託相談支援事業・特定相談支援・一般相談支援などを活用してコーディネーターを配置し、地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行う機能です。

地域で支える障がい福祉

障がい福祉課 (TEL 049・262・9031 FAX 049・263・7119)



市では、障がいがあってもなくても、全ての人が地域で安心して生活できるまちを目指しています。障がい者の高齢化・重度化が進む中、当事者の親族だけでサポートするのはなく、地域全体で支える「支援の輪」を広げる取り組みを進めています。

進む高齢化・重度化

厚生労働省の統計によると、全国で障がい者の人数は増加傾向にあり、また、障がい者の高齢化・重度化も進んでいます。特に、身体障がい者のうち、65歳以上の人が7割以上を占めているなど、障がい者の高齢化が課題となっています。市内においても同じ傾向にあります。

地域生活支援拠点等事業を開始

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた取り組みです。緊急時の対応、入所施設や親元からグループホームなどへ生活の場を移す支援を目的としており、地域の実情に合わせた整備を行います。

相談支援専門員であるコーディネーターが中心となり、地域生活支援拠点等(3ページ)の5つの機能で、障がいのある人を地域全体で支える仕組みです。この仕組みを活用することで、住み慣れた地域で長く生活できるよう、障がいのある人を支援していきます。



ご存じですか

ヘルプマーク・ヘルプカード

配慮が必要なことを周囲に知らせるマークやカードを紹介します。
一人一人の理解と配慮で、支援の輪を広げましょう。

Q. どんな配慮や支援が必要なの？

A. 電車やバスで見かけたら、席をお譲りください。外見では健康に見えても、さまざまな理由で、長い時間立っていることが困難な場合があります。
災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。障がいなどにより、状況把握や自力での迅速な避難が困難な人がいます。

Q. どんな人が対象なの？

A. 市内在住の人、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）や難病患者が対象となります。障害者手帳交付の有無は問いません。

Q. どこでもらえるの？

A. 障がい福祉課（市役所本庁舎1階）、大井総合支所市民総合窓口課、出張所で配布しています。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないことを知らせ、援助を得やすくなるよう作成したマークです。マークを見かけたら、配慮をお願いします。



ヘルプカード

何かトラブルがあった時や困った時にカードを見せることで、周りの人に助けを求めたり、家の人に電話をしてもらったり、自分の病状や手助けをしてほしいことを伝えることができるカードです。カードを持っている人を見かけた場合は、必要な支援をお願いします。



「ユニバーサルマナー検定3級」
取得講習

高齢者や障がい者への基本的な向き合い方や声かけ方法を学ぶことができます。障がいのある人を講師として、当事者の視点を知ることができます。

現代に不可欠な「こころづかい」を、一緒に身に付けませんか。オンラインでも受講可能です。講習終了後に認定証が出ます。

日時 2月4日(土)午前10時～正午

対象 市内在住・在勤・在学の人

定員 35人(申込順)

※詳しくは市報1月号でお知らせします。

障がい福祉課

TEL 049・262・9031

FAX 049・263・7119



マスクの着用が困難な人がいます

現在の生活様式の一つとして、マスクの着用が当たり前のようになっています。しかし、さまざまな障がい特性などにより、マスクを着けたくても着けられない人は、周囲から冷ややかな目で見られたり、心無い批判を受けたりすることがあります。

マスクの着用が困難な人がいることを知り、思いやりのある行動をお願いします。市では、マスクの着用が困難なことを周囲の人に理解していただくための意思表示カードを作成しました。市ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。

保健センター

TEL 049・264・8292

障がい福祉課

TEL 049・262・9031



▲意思表示カード

障がい者総合相談支援センター

りあん

地域生活支援拠点等事業の5つの機能のうち、①④⑤を担う「ふじみ野市障がい者総合相談支援センターりあん」を紹介します。

「りあん」は、フランス語で「絆」という意味です。人と人の絆を深めていくという思いが込められています。障がいや難病で悩みを抱えている人や家族の相談窓口です。大井総合福祉センター3階に開設しています。

●生活相談
自立するためにどのような生活が良いかなどの相談を受け付けています。通所施設や福祉器具の情報も提供します。自分らしい生活を一緒に考えましょう。

自己決定が苦手な人に、福祉サービスを活用し支援します。必要に応じて各種専門機関の紹介や

場所 大井中央2・2・1
大井総合福祉センター3階
受付時間 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
相談料 無料
アクセス ふじみん号Dコース「大井総合福祉センター」下車
ふじみ野駅西口から東武バス「大井総合支所前」下車徒歩1分

緊急に備える事前登録

障がい者のいる世帯で、介護をしている家族の急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、生活が継続できるよう短期入所（ショートステイ）などの支援を実施します。いざという時に円滑な支援ができるよう、障がいの状況や主治医、薬などの情報を面談で聞き取り、事前に登録します。登録後は、電話などで生活状況に変化がないか定期的に確認します。また、将来を見据えた計画を立てるため、希望する福祉サービスの利用体験を行います。

対象 市内在住の障がい者で、介護者が急病や事故などの緊急事態が発生した時に、一人で生活することが難しく、他に支援が見込めない人

申込方法 障がい福祉課または障がい者総合相談支援センターりあんに申し込む（申込書は障がい福祉課・障がい者総合相談支援センターりあん・市ホームページで配布）

申込開始日 12月5日(月)から

受付時間 平日午前9時～午後4時

●就労相談
職業準備訓練や実習などの支援、職場見学、面接の練習や同行、ハローワークの利用の仕方など就労に向けて支援します。また、職場を訪問し、仕事や人間関係などのさまざまな課題解決をサポート

TEL 049・266・1100

●基幹相談支援センター
複雑化する問題を抱えた障がい者の支援および特定相談支援事業所などの相談支援専門員の相談に応じ、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

TEL 049・266・1186